

## ◎入居差別の解消に向けて

大阪府では、宅地建物取引の場における人権問題の解決を図るため、「宅地建物取引業における人権問題に関する指針」を策定し、大阪府の責務、業界団体の責務、宅地建物取引業者の責務を定めて役割分担を明確にし、各々が連携しながら、人権意識の高揚と普及に努めています。

とりわけ、宅地建物取引業者の責務には「国籍、障がい、高齢等の理由により、入居の機会を制約し、これを助長する差別的行為をしないこととする。また、その関係する家主等に対して、人権問題について理解を求めるよう努力することとする。」と定められています。

宅地建物取引業者の皆さんには、この趣旨を踏まえ、入居差別の解消に向け、取り組んでください。

## ◎入居差別に対する指導監督について

大阪府では、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士によるコンプライアンス向上の取り組みを促進し、違反行為及び適正を欠く行為の未然防止を図るため、「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」を定め、同基準第9において入居差別に関する規定を設け、指導等の対象にしています。

たとえ、家主さんの要望であっても、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子(父子)家庭であるという理由だけで、宅地建物取引業者が入居申込みを拒否する行為は、指導監督の対象となります。

宅地建物取引業者の皆さんには、人権意識の向上に努めるとともに、家主さん等にも人権問題についての理解と認識を持って頂けるよう積極的に働きかけをし、入居差別の解消に向けた取り組みをお願いします。

### 大阪府「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」(抜粋)

#### (宅地建物取引業の運営に関し適正を欠く行為に対する指導等)

第9 知事は、業者が宅地建物取引業に関し次に掲げる行為をした場合は、必要な指導等を行うことがある。

- (1) 取引の対象となる物件が同和地区(大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例第2条第1号の規定による。)に所在するか否かについて調査すること又は取引関係者に教示すること。
- (2) 賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子(父子)家庭であるという理由(以下「特定理由」という。)だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否すること。

(参考)人権問題に関する指針<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/sido-jinken/shishin.html>

(参考)指導監督基準<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/sidokantokukijun/index.html>

## 障がいのある人に対する「合理的配慮」

### ～大切なのは「理解し合うこと、対話すること、考えること」～

大阪府では、障がいのある人もない人も相互に尊重し合いながら共に生きる社会の実現に向けて、障がいや障がい者への理解の促進に取り組んでいます。

そのキーワードの1つが「合理的配慮」です。合理的配慮の提供は、障害者差別解消法に規定された「不当な差別的取扱いの禁止」とともに差別を解消するための措置として位置付けられ、事業者に対してその実践を求めています。

合理的配慮は、多様で個性が高く、柔軟に対応する必要があります。そのため大阪府では、何が不当な差別的取扱いに当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が望ましいのかについて理解を深められるよう、事例等を記載した「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を策定しています。このガイドラインでは、住宅分野を含めた日常生活・社会生活に深く関わる場面ごとに具体的な事例等を整理しています。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html>

なお、国土交通省が所管する分野において、事業者が適切に対応できるようにするためのガイドラインとして対応指針を策定し、この中に不動産業関係について盛り込んでいます。

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000063.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000063.html)

また、大阪府では法施行と同時に「大阪府障がい者差別解消条例」を施行し、障がいを理由とする差別に関して相談体制を整備しています。府内市町村および大阪府に相談窓口を設置し、障がいのある人等や事業者からの相談対応を行なっています。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html>

合理的配慮が社会全体に浸透されるためには、「理解し合う」「対話する」「考える」といった互いに歩み寄る姿勢が何よりも大切です。ガイドラインや相談窓口を活用することで、障がいのある人への対応を考えるきっかけとなり、また配慮に関する理解を深めることになるのではないのでしょうか。

